

2025年度「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の定義のもと、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「『ちがい』を認め合える人権感覚豊かな集団」育成のために「むくのき学園啓発小学校、中島中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止にいて最優先に取り組むと共に、事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、つぎの5点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり等の未然防止に関する取組を行う。
- ②日々の指導に加えて、アンケートや教育相談を活用し、生徒の状態の把握に努める。
- ③いじめ事案に対して、校内体制を構築し、組織的に対応する。
- ④家庭・地域・関係機関との連携を行う。
- ⑤校内研修を実施する。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

すべての児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ・施設一体型小中一貫校として、小・中学校教員で相互授業参観を実施することで、研究を活発におこない、指導力向上に努める。
- 習熟度別授業や少人数授業を充実させ、また、授業時間外での補充学習の取組を積極的に行い、児童生徒一人一人に「できる喜び」を感じさせる。
- すべての教育活動におけるICT活用を推進することで学習意欲を高め、学習内容を深化充実させる。
- 授業開始前の着席や授業前後のあいさつ、服装や授業に向かう姿勢の指導などを大切にし、授業規律を確立する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- 9年間を通じて、生き方教育、職業調べや職場体験、高校見学など系統的なキャリア教育を実施し、児童生徒一人一人に自らの生き方や進路について考えさせる。
- 異文化交流や異学年交流、自主活動、その他の体験学習などを通して互いのちがいを認め合い、人権尊重の精神と態度を養う。
- 学校行事は、児童生徒が主体的に参加・活躍できるように内容・実施方法を工夫して行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- 仲間づくりを大切にし、学級目標の設定や「よりよい人間関係を築くために」をテーマに児童生徒が考え、発表や討論する機会をつくる。
- 学級活動、学年集会、全校集会などを活用し、発達段階に応じた講話や全体指導を行い、「いじめを許さない」雰囲気の醸成に継続して努める。
- 外部講師の活用やICT支援員の協力も得て、情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決のための取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) いじめの早期発見のための取組

【いじめアンケートについて】

○様式：1年生～3年生と4年生～9年生の様式はつぎの通り。

- 1年生～3年生は、大阪市教育委員会版のアンケート用紙を利用する。
- 4年生～9年生は、児童生徒学習用端末の「スクールライフノート」の「いじめについてのアンケート」を利用する。

○実施方法：

● 1年生～3年生

1 実施にかかる説明

- ・担任はいじめアンケート実施の際に、注意事項を説明する。

2 いじめアンケートの実施

- ・各学期に1回行う。

3 いじめアンケートの結果

- ・結果は担任より小学校生活指導部長に報告する。
- ・小学校生活指導部長は、結果を集計し、管理職に報告する。
- ・対応が必要な場合は、学年教員で個別の教育相談等を行う。
なお、いじめの疑いがあった場合は、P4「(2) いじめの早期解決についての取組」に沿って、ただちに対応する。

● 4年生～9年生

1 実施にかかる説明

- ・担任はいじめアンケート実施の際に、注意事項を説明する。

2 いじめアンケートの実施

- ・毎月最終週の月曜日までに各自入力する。
※毎月1日に新たなアンケートに更新される。
- ・データは毎月分、学校生活ウォッチャーに残る。

3 いじめアンケートの実施の確認

- ・教員は原則毎月最終週の月曜日中に確認し、未入力の生徒へ声掛けを行う。
- ・結果によっては、適宜、聞き取りを行う。

4 いじめアンケートの結果

〈中学校〉

- ・結果は担任より学年主任、生徒指導主事に報告する。
- ・生徒指導主事は、結果を集計し、管理職に報告する。

〈小学校〉

- ・結果は担任より小学校生活指導部長に報告する。
- ・小学校生活指導部長は、結果を集計し、管理職に報告する。
- ・対応が必要な場合は、学年教員で個別の教育相談等を行う。

なお、いじめの疑いがあった場合は、P4「(2) いじめの早期解決についての取組」に沿って、ただちに対応する。

【心の天気について】

○実施回数：毎日（朝学活、終学活など）

○留意点：担任が学活時に担任が入力するように声をかける。

「雨」や「雷」のマークが3日以上連続で続くようであれば直接声をかける。

【相談機能について】

○実施：いつでも申請することができる。

○留意点：1日1回、全教職員がチェックをする。

申請があった場合は、教員から直接、声をかける。

【教育相談について】（中学校のみ）

○実施回数：年に1回以上の実施とする。

○留意点：生活指導部が期間を設けて、教員が実施すること（＝教育相談週間）。ただし、生徒やクラスの状況、いじめアンケートの結果等によっては、適宜、学級担任が主体的に実施することもある。

【留意点】

■生活指導部会・学年会・職員会議などで普段から児童生徒の情報交換を行い、情報の共有化に努める。

■児童生徒の指導は記録し、学年が変わる時は引き継ぎ、継続した指導や変化に気づくことができるよう努める。

■普段の連絡ノートやいじめアンケート、スクールライフノートの相談機能等を活用し、児童生徒が相談しやすい環境をつくる。

- スクールカウンセラーを活用し、第三者の立場で相談できる環境を整備する。
- 家庭連絡を日常的に行い、学校発信だけではなく、家庭からも相談しやすい環境をつくり、相互の連携を図る。

5 いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの早期解決についての取組

- いじめ事案が起きた場合は、発見した職員が管理職等に報告し、教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。
- いじめ事案が起きた場合は早急にいじめ対策委員会を開催し、被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導について学校の方針を決定する。
- 全教職員が連携して問題解決に取り組むため、職員会議や職員集会の場で、情報を共有し、学校の方針を確認する。
- 必要と判断した場合、こども相談センターや警察などの機関と連携を円滑に行う。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

■組織名 いじめ対策委員会

■構成メンバー

委員長：校長

委員：〈小学校〉教頭・人権教育主担・生活指導部長・教務主任・関係学年主任・
関係学年教員

〈中学校〉教頭・人権教育主担・生活指導部長・生徒指導主事
関係学年主任・関係学年教員

《状況に応じて》

養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

- 活動内容
 - ・学校基本方針、運営に関する計画に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・教職員の共通理解、連携を図るため校内研修会を実施する。
 - ・いじめに係る情報があつた場合の緊急会議を開催。また、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- 年間計画（対策委員会を学期に一回実施するものとする。）

・小学校

	1 学期	2 学期	3 学期
第 1 学年	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』 ○多文化共生（言語）	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』 ○保小交流会
第 2 学年	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』 ○1年生をむかえよう	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』 ○多文化共生（言語・文化）	○学級集団づくり ○道徳『ひととのかかわり③』
第 3 学年	○学級集団づくり	○総合での取組 ○人権教育	○情報モラル教育 ○社会見学
第 4 学年	○学級集団づくり	○いのちと性の教育	○情報モラル教育 ○志学式の取組
第 5 学年	○学級集団づくり ○林間学習の取組 ○いのちと性の教育	○特別支援教育 ○支援学校との交流 ○情報モラル教育	○UD学習 ○卒業式の取組
第 6 学年	○学級集団づくり	○修学旅行の取組 ○平和学習 ○いのちと性の教育 ○情報モラル教育	○人権教育 ○卒業式の取組
全校児童	○grow up むくのき ○いじめについて考える日 ○いじめアンケート ○心の天気	○grow up むくのき ○いじめアンケート ○教育相談 ○心の天気 ○運動会の取組 ○文化祭の取組	○grow up むくのき ○いじめアンケート ○心の天気

・中学校

	1 学期	2 学期	3 学期
第 1 学年	○学級集団づくり ○一泊移住 ○情報モラル教育 ○平和教育	○いのちと性の教育 ○特別支援教育 ○国際理解教育 ○部落問題 ○人権教育	○人権教育 ○志学式 ○百人一首 ○卒業式の実施
第 2 学年	○学級集団づくり ○校外学習の実施 ○情報モラル教育 ○平和教育	○校外学習の実施 ○いのちと性の教育 ○特別支援教育 ○人権教育	○人権教育 ○百人一首 ○平和教育 ○卒業式の実施
第 3 学年	○学級集団づくり ○修学旅行の実施 ○情報モラル教育 ○平和教育	○特別支援教育 ○人権教育 ○いのちと性の教育	○人権教育 ○卒業式の実施
全校生徒	○grow up むくのき ○いじめについて考える日 ○いじめアンケート ○心の天気	○grow up むくのき ○いじめアンケート ○心の天気 ○教育相談 ○運動会の実施 ○文化祭の実施	○grow up むくのき ○いじめアンケート ○心の天気

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- 学校協議会で現状報告をおこない、状況によりその協力を求める。
- PTA 役員会で現状報告をおこない、状況によりその協力を求める。
- 継続的な指導にあたり、スクールカウンセラーやこども相談センター、スクールソーシャルワーカー、警察やサポートセンターなど学校だけでなく、外部機関の活用や連携を行う。

(3) 取組内容の検証

- 学校診断アンケートの実施等で検証データを準備し、「運営に関する計画」中間評価・最終評価の際にいじめの未然防止、早期発見・早期解決についての改善策の協議をする。

7 いじめによる重大事態への対処（大阪市いじめ対策基本方針より抜粋）

①「重大事態」の意味

法第 28 条の定義する「重大事態」とは、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合である。ただし、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等に当たるものとする。

（ア）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

（イ）いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
- ・ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

②重大事態の報告・申立て

校長は、重大事態であると判断した場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長へ事態発生について報告を行うものとする。

③常設の第三者委員会

市長及び教育委員会は、「執行機関の附属機関に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」（以下、「第三者委員会」という。）を常設の機関として共同設置する。第三者委員会の委員は、専門性と第三者性（外部性・独立性）を基準として人選する。委員には必ず弁護士を含むものとする。

④第三者委員会による重大事態の調査

校長から重大事態の報告があった場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会による調査を実施するものとする。

⑤調査への協力義務

第三者委員会による初動調査及び詳細調査の実施に当たり、学校及び教育委員会は、原則として全ての協力要請に応じるものとする。本市の職員による意図的な秘匿・懈怠その他の非協力は、懲戒処分の検討対象となる。第三者委員会が児童生徒に協力（例えば、聴き取り、アンケート等が想定される。）を求める場合は、当該児童生徒の心理的負担に十分配慮しつつ、学校又は保護者を通じて協力を求めるものとする。なお、当該協力要請を学校が拒むことはできない。

※ いじめ対処の流れ

